

実務研究

日本税務会計学会
令和3年5月 月次研究会



山田 真治(荻窪)

暗号資産とは何か ~その用語、税務関係について~

はじめに

暗号資産(仮想通貨、以下基本的に「暗号資産」と呼ぶ)と聞いて思い浮かべるのは、何か大儲けした人がいるとか、博打的なイメージとなるのだろうか。今回、暗号資産をテーマとして取り上げたのは、最低限必要な暗号資産の知識を身に付けることが必要であると同時に、税務関係の知識も同様に取得しておく必要があると考えたためである。

国税庁より暗号資産についてFAQが公表されているが、暗号資産の用語等を理解しなければ、何故課税されるのかは理解できないのではないだろうか。今回は、暗号資産と、それを現実させているブロックチェーンの性質について研究し、その可能性について触れてみたい。

1. 暗号資産の性質

暗号資産は「サトシ・ナカモト」なる人物(日本人かは不明)がネット上で2008年に論文を公表したことから始まる。英語のわずか9ページの論文にビットコインの仕組みとブロックチェーンの技術について簡単に述べられた。要点は(1)政府や中央銀行のような管理者がいない(2)書き換えや改ざんが不可能(3)障害が発生しても、絶対にシステムが落ちない。これら3つの概念を覆す論文である。例えば法定通貨について日本円で考えた場合に日本銀行という管理者が存在したが、全て不要となる。

暗号資産と言え、代表格はビットコインだろう。2015年に1ビットコイン(以下「BTC」という)が3万円ほどだったが、2017年に、その取引価格が1BTCに200万円を超えたことから売却が進み、収入や所得が1億円を超えたことから、一種のランクとして「億り人」という表現が生まれた(因みに令和3年には一時期800万円を超えた)。投機目的として暗号資産に興味を持った方も多かったのではないかと、暗号資産の性質としては、以下の3つの用途がある。(1)海外送金 特徴は即時に送金が完了する。そして送金手数料が安価である。(2)決済手段 決済手段として、某有名家電量販店では10万円以内で使用可能となっている。

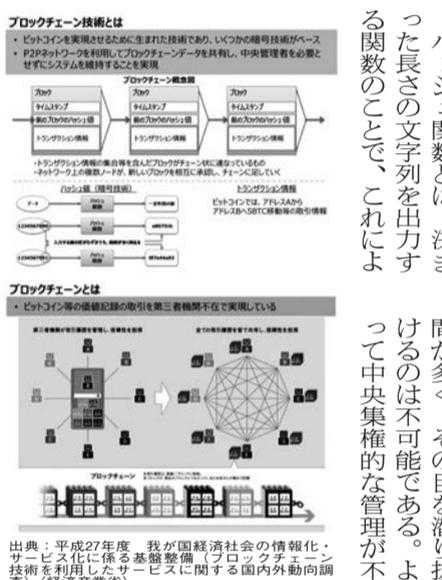
ビットフライヤー社(暗号資産取扱所)のシステムを利用して、送金は瞬時ではない。金額については買い取りレートを利用して、レート変動により金額確定まで時間がかかる。決済レートは引き取り時のものとなる。

2017年4月1日施行の改正資金決済法の中で、暗号資産が決済手段として法的に位置付けられ、また暗号資産の売買や管理を業とする暗号資産交換業者の金融庁への登録の義務化も行われた。それ以前は、仮想通貨は「モノ」として考えられていたため、消費税の課税対象となっていたが、法改正で通貨として考えられたことから、同年10月1日以降に行われる暗号資産の売買には消費税が課されないようになった。

2. ブロックチェーン

ブロックチェーンについて、技術的な特徴は、①データとデータを繋げていく、②改ざんが困難、③二重払いの防止である。②の改ざんが困難であるという点はどういうことか、以下、図解を用いて説明したい。

図のように、ある取引(トランザクション)があり、それに一定のハッシュ関数をつけてハッシュ値を求め、その値は次のブロックに引き継がれ、繋がりができる。よってブロックチェーンという言い方となる。ハッシュ関数とは、決まった長さの文字列を出力する関数のことで、これによ



要であるということになる。またブロックチェーン内のルールは勝手に変更できない。2017年4月1日施行の改正資金決済法の中で、暗号資産が決済手段として法的に位置付けられ、また暗号資産の売買や管理を業とする暗号資産交換業者の金融庁への登録の義務化も行われた。それ以前は、仮想通貨は「モノ」として考えられていたため、消費税の課税対象となっていたが、法改正で通貨として考えられたことから、同年10月1日以降に行われる暗号資産の売買には消費税が課されないようになった。

3. 暗号資産と法定通貨と電子マネーの違い

(1)法定通貨 法定通貨とは、国の通貨で、金銭債務の弁済手段として法的効力を持つている。国家が価値を裏付けている。

発行も国家の中央銀行が管理しており、その時の経済状況に合わせて、中央銀行が発行数を決めて調整している。(額面も一定) (2)暗号資産 暗号資産については、以下の特徴を挙げることができ。①実体がない。②国家のような管理者がいない。③発行量が決まっている。④利用可能な範囲が広い。

4. 税務上の取り扱いについて

税務上の取り扱いについては、国税庁のFAQという形で、平成29年以降毎年公開されているが、直近では「暗号資産に関する税務上の取扱い及び計算書について(情報)(令和3年12月)」となっている。紙面の関係上、内容については国税庁のウェブサイトで見てもらいたい。

所得税では、雑所得で、その特徴は総合課税であり、仮に損失があったとしても、他の所得との損益通算ができず、また損失は繰越ができないということがある。

これに対して、「一般社団法人日本暗号資産取引業協会」「一般社団法人日本暗号資産ビジネス協会」は「2021年税制改正に関する要望書」にて以下の要望を提出している。

【1】暗号資産のデリバティブ取引について、20%の申告分離課税とし、損失については翌年以降、デリバティブ取引に係る所得金額から繰越控除ができることを要望する。

【2】暗号資産取引にかかる利益への課税方法は、20%の申告分離課税とし、損失については翌年以降3年間、暗号資産に係る所得金額から繰越控除ができることとする。

【3】暗号資産取引にかかる利益年間20万円内の少額非課税制度を導入する。 要望の理由として、申告が必要となった場合には、

納税義務者が自ら申告する必要があり、複雑な故に申告を行わない可能性があるとしている。登録している暗号資産取引業者を介さない取引は、捕捉できない可能性があり、税務当局の負担も大きく、税収減となる。

可能性があることから分離課税制度の導入を希望するとしている。また、損失について、翌年以降の3年間の繰越控除というのも、暗号資産の取引の活性化に寄与するのかもしれない。

5. ブロックチェーンを使ったやり取りの例 ナンバーカード・運転免許証・健康保険証・交通系ICカードの役割を果たしている。また、出生届や法人の登記もオンラインででき、確定申告も95%以上電子申告・納税されている。日本では、平成27年に経済産業省商務情報政策局が「我が国経済社会の情報化・サービス化に係る基盤整備(ブロックチェーン技術を利用したサービス)」が公表されている。応用分野として次の図が挙げられる。

最後に この10年で、例えばテレビに変わってYouTubeが主流となり百貨店などの対面式の販売は、Amazon等の通販が主流となった。この状況を想像できただろうか。ブロックチェーン技術を使った暗号資産が、投機対象ではなく、決済手段として使われ、それに対して新しい国税の方針は出てくるのか。その技術が、主流になる日が来るとは思いますが、貨幣そのものは無くないだろう。 私たちは、先の見えないAIやこのブロックチェーンがどのように仕事に影響を及ぼすのか注視しつつ、常に先を読んでいきたい。